

歳入庁の検討に関する意見書

本年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、「歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する」としている。歳入庁の創設は、日々の生活に密接に関連する重要な事柄であるにもかかわらず、これまで政府による説明が不足し、国民の理解が深まらない状況で検討が進められようとしている。

税制度及び労働社会保険制度は、保険料率及び税率の基礎となる賃金の算定ベースが異なるほか、厚生年金及び健康保険の保険料、労働保険料、法人税の納付時期が異なるなど、それぞれの原則のもとに構築されている。

保険料及び税の徴収体制強化を主目的とした歳入庁の創設は、徴収に関する制度変更により、手続が煩雑になることや、かえって未納を増加させてしまう危険性さえあり、現下の厳しい経済情勢のもとで、必死の思いで雇用の維持に努めつつ、社会保険料及び税を納付している多くの中小企業の実態を十分に考慮したものとは言えない。

また、現場においては、労働社会保険については社会保険労務士が、税については税理士が、それぞれの専門の国家資格者として保険料及び税の徴収に大きな役割を果たしており、今後の制度構築に当たっても、両者の役割を生かした徴収体制としなければ、労働社会保険制度及び税制度の運営に重大な支障を来すこと懸念される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、歳入庁の検討に当たっては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 我が国の企業のほとんどを占める中小企業の実態を十分に踏まえ、納付する側のさらなる負担を強いることのないよう、検討すること。
- 2 検討に当たっては、社会保険労務士及び税理士などからの意見を十分に踏まえること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

名　古　屋　市　会